

参議院地方行政委員会會議録第八号

昭和四十六年三月四日（木曜日）
午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 若林 正武君
理事 熊谷太三郎君
増田 盛君
藤原 房雄君

委員 嶋崎 均君
初村瀧一郎君
船田 謙君
安田 隆明君
山崎 龍男君
吉武 恵市君
市川 房枝君

政府委員 警察庁長官 後藤田正晴君
警察庁長官官房長 富田 朝彦君
警察庁刑事局長 高松 敬治君
警察庁刑事局保安部長 長谷川俊之君

事務局側 常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員 通商産業省公害保安局工業保安課長 真野 温君
通商産業省重工業局次長 山形 榮治君

本日の会議に付した案件
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長（若林正武君） ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○藤原房雄君 ただいま議題になっております銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして若干の問題、質問をいたしたいと思っております。過日もいろいろの観点から質疑が進んでおりますが、なるべく重複を避けたいと思っておりますが、このたびの改正になる何点かにつきまして、順次考え方等について伺いたいと思っております。

最初に、銃砲刀剣類等の取り締まりにつきましては、四十年、それから四十一年改正されましたが、今回は三回目である、このように思うのであります。銃砲刀剣につきましても取り締まりというものは非常に厳格である、こういうことを今日まで私も認識しておいたわけであります。最近銃執強奪事件という事件が起きました、さらにきびしく取り締まらなければならぬ問題が特に提起されたのではないかと、このように思うわけであります。四十年、四十一年の法改正、そしてまたこのたびの改正、それぞれに際して、眼目とするその時にあわせて改正しなければならぬ何点かがあって、改正してきたわけでありますけれども、このたびの改正につきましては、塚田銃砲店の問題の起る前に、いろいろの問題点が検討されておりました、この案ができてから、こういう事件が起きたということでありまして、いまになつてみると、いろいろな問題点がもっと厳格であるべきだ、きびしくあるべきだ、こういう点も何点か浮かび出てきているわけであります。そういう

点で、いまになって、このたびの取締法の一部を改正することによって、確かに一歩前進ではあるうとは思いますが、法そのものとともに、さらにまたその法を厳格に実施するといえますか、そういう点ではいろいろの観点から検討しなければならぬことがあると思ひます。

まず最初に総合的な観点からいたしまして、このたびの改正案がいろいろ検討されました、その後には塚田銃砲店の問題が起きた、こういうことからいたしまして、通産省及び警察庁といたしまして、この一部改正の法律は法律として、今後この法律を中心としてこのように取り締まりを強化するといひますか、対処するといひますか、この点の決意といひますか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員（後藤田正晴君） 御承知のように、四十年、四十一年、今回と、三回にわたって改正をお願いをいたしておるのでございますが、私どもの治安上の観点から申し上げますと、現在の銃刀法、火薬類取締法、武器等製造法、いずれも率直に申しまして隔靴掻痒の感がございます。しかし、他面こういって銃砲であるとか、火薬であるとかいふのは、産業用であるとか、あるいは狩猟用であるとかいった別の観点からやはり重要なものでもあると、こういったことで、そのかね合いをどの点に置くかということが私どもにとつては一番の課題となつておるわけでございます。そこで、ここ数年の治安上の観点から見ますと、私どもが一番やっかいなのは、実は一つはライフル銃、いま一つはダイナマイトでございます。と申しますのは、やはり現在の警察の装備、またそれをたえ強化をいたしても、一たん事件が発生しますという防ぎ得ない状況に相なるわけでございまして、威力の点からどうしてもそうなる。そういうようなことで、今回の改正では、最

近の犯罪に使われるものにライフルが出てきておる、ことに一部過激派の武装闘争の身を見ますと、漸次武器がエスカレートして、ライフルが出てくる可能性がある、これがもしあいつた過激派によつて使われる場合には、容易ならざる事態になる。こういうようなことで、ともかく今回はひとつライフル銃というものが、最近空気が減るのに対してライフル銃の所持が国内で非常にふえてきておる。そこで、少なくともこのライフル銃を私どもの、まあ先ほど言つたかね合ひの面から見て、増加する趨勢だけはひとつ押えていきたいということ、今回の改正をお願いしておるような次第でございます。したがって、当初に申しましたように、私どもの立場だけで言えば、今回の改正でも隔靴掻痒の感はいたしますけれども、しかし他面の必要な用途等とのからみ合わせで、少なくともライフルだけはふえることを押えることによつて、私どももこれに対応する施策を講じていきたい。そこで、この法律の御審議で可決願えるならば、これによつて私は全力をあげてライフル銃の適正な保管であるとか、使用であるとかいったような点について十分の力を注いでまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○説明員（山形榮治君） 通産省といたしましての決意といひますか、簡単に申し上げたいと思ひます。御存じのとおり、銃砲店に關しましては、現在、武器等製造法に基づきまして各都道府県知事がこの取り締まり、指導を行なつておるわけでございまして、われわれといたしましては、従来とも数次にわたつて都道府県知事に対して通牒類を出す等によりまして、その指導及び連絡の關係をとつておるわけでございまして、今回またあらためて厳格な通牒を出しまして、また全国の保安担当官會議を早急に開催しまして、陳列方法なり、保管の設備の態様なり、非常ベルの設置等

につきまして具体的な打ち合わせを現在行なっておる段階でございます。また、公安委員会、警察との関係におきまして、各都道府県におきましても非常に密接な連絡のもとに、立ち入り検査、講習会の開催等を現在行ない、銃砲店に対します保管管理の徹底を期しております次第でございます。今回銃刀法の改正に際しまして、従来と大きく保持等につきまして不備であります点を改めましますと、罰則の整備等を行なつて今後の万全の態勢を期したい、こういうことで今回の法案の改正がなされた次第でございます。

具体的な今後の法の運用なり行政のあり方につきましては、われわれの現在考えておりますのは、銃砲店の許可基準の強化を現在検討中でありまして、必要がございますれば省令の改正等も行なつていきたい、こう考えております。

【委員長退席、理事熊谷太三郎君着席】

なお、いま申し上げましたように、警察等との連絡につきましては、現在におきましても許可にあたりましての事前の調査段階、許可後の立ち入り検査の実施等におきまして、各都道府県と警察とは緊密な連絡でこれを運営しております次第でございますけれども、今後ともその辺は従来にも増しまして体制を整備し、未然に犯罪の防止等をした、こう思つておる次第でございます。

○藤原房雄君 いままでもいろいろ対策は、法もあり、またこういう点につきましてはきびしく取り締まりもしてきたと思ふんでありますが、しかし問題が現実起きたわけですね。そういうことから考えますと、これは法の上でも確かに不備があったらう、また取り締まりの面につきましても問題があった、そういう盲点を突かれたというような感じがするわけですが、このたびの改正案はどちらかというと、いま長官からお話がございますように、ライフルの増加の趨勢を防ぐという、そういう意味でいまお話がございますことが中心ではないかと思ふんでありますが、ところがこのたびの事件は、個人的な問題もさるこ

とながら、銃砲店が襲われるという、これはどちらからかという通産省側が中心になるのではないかと、思ふのでありますが、いろいろな規制がありながら、省令がありながら、現実にはこの塚田銃砲店では、銃の陳列ケースがガラス張りであったとか、盗難防止の処置がなかったとか、散弾が段ボール箱にあったとか、いろいろ報じられておりますけれども、こういうさまざまな管理が現実あつたわけですね。こういう問題が現実起きてくるわけでありまして、こういうことからいまして、取り締まりということも当然であります

が、業者の許可基準または管理という面が非常にずさんであつたというふうに私も受け取るわけですが、現実こういう業者といふのが、販売業者に対する面は非常に立ちおくれているといひますか、全体から見ますとおくれているのではないかと、こう思ふわけですね。この点について、通産省として必要があつたら変えるということではなくて、もっと積極的な考えがあるのではないかと思ふんですが、その点ちょっと伺ひたいのです。

○説明員(山形栄治君) お答え申し上げます。

私、ちょっとことばの使い方が不正確で恐縮でございます。現在販売店につきましては、その許可にあたりまして、申請者が一定の資格事項に該当しないことは当然でございますが、設備面におきまして、保管のための設備が省令で定める要件を備えているということと相なっております。これは非常に抽象的でございますので、現実には、これが運用の具体的な基準といたしまして、なおこれを詳細にきめておるわけでございます。具体的に申し上げますと時間がかかりますけれども、陳列は必ず銃の確実にできるケース内で行なうべきである。それからその保管設備につきましては、持ち運びが簡単にできないような非常に厳

重な鋼鉄製のものであるべきである。それからその設備自身も十分な広さを持つて、その銃等が十分に収容できるような広さであること。それから非常用ベルを必ず設置しておくべきである。それから休日のような場合には外から入れないようすべきであるということになっておるわけでございますが、この辺が現在省令になっておりません。したがって、今回の罰則の適用にあたりましても若干の不備があると思ひますので、先ほど必要があれば申し上げましたけれども、早急にこの辺を省令に制定いたすように現在検討中でございます。訂正いたします。

○藤原房雄君 業者の問題につきましては、あとからまたいろいろ伺ひたいと思ふのですが、このたびの法律改正を順次順を追つて二、三の点をお聞きしたいと思います。

まず、ライフル銃の所持の制限という問題でございますが、これからは、改正案によりまして、非常に正当な理由のないものは所持できないというところがきびしくなるわけでありまして、この法律が成立しますと、しかし、現在五十八万丁ですか、これだけの銃がある、ライフル銃が三万四千丁という、こういうたいへんな銃があることになつております。これだけのものが日本じゅうの至るところにあるわけでありまして、これからの規制は、この法が成立するとききびしくなるわけですが、これも、現在持っている方々に対してどうするかという問題ではないかと思ひます。いままでのいろいろな統計からいいたしまして、銃を手にして、やはり初歩的な問題を守らないことのために事件が起きていることがしばしばあつたわけでありまして、こういうことからいいたしまして、十年以上お持ちの方、そういう方は事故はほとんどないだらうと思ひますけれども、五年未満とか、この前後ですね、こういう方々に対して、やはり何らかの対策といひますか、処置を講ずる姿勢といひますか、対策を講ずる必要があるのじゃないか、こういうふうに思ふわけですが、この点については何かお考え

がございましてしょうか。お答え申し上げます。

○政府委員(長谷川俊之君) 今回のライフル銃の規制の強化につきまして、基本的な考え方は先ほど長官から御答弁申し上げましたようなことで立案をいたしましたわけでございます。と申しますのは、ライフル銃を今後必要最小限度に押えていくことを主眼としたわけでございます。しかしながら、現在持っております者につきましては、いかにするかという点につきましては、やはり既得の権利はできるだけ尊重すべきである、こういう一つの原則がございまして、事務的にいろいろ検討いたしました際は、そこまで制限することは困難ではないかというふうに考えまして、現在持っております者につきましては今後所持を認める、こういうことで御審議をお願いいたしておるわけでございます。しかしながらライフル銃そのものが、他の銃と異なりまして、一たん悪用され、あるいは事故がありましては、大きな被害を生ずるわけでございますから、現在持っておりますものにつきましてもある程度制限をきつくるということとはまた理由のあるところであらうかと思つております。当面、私どもは行政指導といたしまして、毎年、狩猟免許を受ける者につきましては狩猟の講習会がございまして、そういう機会に、警察といたしまして、狩猟団体あるいは県の御当局と協力をいたしまして、銃の安全な使用、保管、管理、こういったことを徹底してまいりたい、また警察といたしまして、銃の一斉検査なりあるいはその他保安指導を尽くしまして事故防止の徹底を期してまいりたい、こういう考えでおるわけでございます。

○藤原房雄君 それから、今度ライフル銃を許可したところという方につきましては、「政令で定める者から推薦された者」でなければならぬというところになっておりますわけですね。この政令で定める者から推薦されるというのは、どういふ立場の方かというこの点についてちょっと伺ひたいと思ひます。

ますが、何ぶんにも猟銃の販売それ自体が、先ほど来お話が出ておりましたように狩猟期間ということに限られております。狩猟期間中に使用するというかっこうでございます。年間を通じて非常に需要が不規則である、常時需要があるという性格の商売でございませぬ。またその需要する方々も非常に全国に散らばっております、それぞれ地元における需要というかっこうになっておるわけでございます。したがいます、これを專業でなければいぬということにいたしました、これを現實問題といたしました、なかなか商売ができないという状態になっておるわけでございます。

しかしながら、確かに千六百有余という数それ自体は、こういう事態になりますと、多いのではないかという感じもいたしました、われわれのほうといたしましては、何かこれをもう少し統合または提携等を促進して、大型店をつくっていくというの、一つの方向ではないか、こう思います。

もう一つは、こういう零細なる企業は、それだけではなかなか資金的な問題もございしますので、目下協同組合等を結成いたすことによりまして、中小企業関係の商工中金等からの金融をこれにつけて、設備を整備していくということで進んでおります。すでに一、二そういう動きも出ておるような次第でございます。

なお、この店舗それ自体につきましても、兼業との関係で人の出入りが非常に多い店も多いわけでございますので、銃砲火薬を売っておりますスペースを、同じ店の中でできる限り何といいますか整備いたしました、その部分だけを構造上明確にするというようなことの指導も、今後非常に大事なことであらうかと思っております次第でございます。

○説明員（眞野温君） ただいま重工業局次長のほうから全般についてお話し申し上げましたが、私どものほうで火薬類取締法に基づいて火薬の関係を所管しておりますので、若干補足して御説明申し上げます。

猟用火薬類の販売業者は全国で千六百数十店でございますが、これは猟用火薬の販売ができてという意味で、実際に販売しておるのはこれより少ないわけでありまして。火薬の場合には、先ほど重工業局次長が申し上げましたように兼業の問題、やはり銃砲と一緒に売っておりますので、そういうものがございまして。私どものほうの火薬類の販売に關して申し上げますと、どちらかといいますと、産業火薬類と一緒に売っているケースが相当ございまして。これは火薬類というそれ自体の取り扱いが危険な物質でございますから、それについての適切な保管能力を持つておるといふ意味から、そういう火薬類一般の販売業者というものが七割くらい占めておる、銃砲火薬店の七割くらいは産業火薬類、こういうふうになっているわけでありまして。ただ、火薬類の販売所についての許可、あるいは事業所についての経緯を申し上げますと、実は現在の法律のできる前は、やはり旧憲法時代の法律でございまして、全国で販売店の数を法律によって別にきめておりました、全国で九百五十からいというのを法律できめておったわけでありまして、これが新憲法のもとで、やはり営業の自由の侵害ということもあることから、現在の許可制に改められたわけでございます。ただ、その許可制については、やはり十分治安の問題というものも考慮に入れるという立て方になっておりまして、私どものほうも、これは許可権限は都道府県の知事におろしてあるわけでありまして、できるだけ、先ほど申し上げたような零細企業がふえて保安能力がない、あるいは盗難予防が十分いかぬというような事態を避けるために、行政指導でかなりきつく制限しております、実際には、九百五十幾つの旧憲法時代の定数が、現在で千六百十八のうちの何割か、まあ九割か八割というところで、年々の許可件数としては非常に少ない、そういうふうになっておりまして、これが他方では、先ほど申し上げましたように、営業の自由という問題とかね合ひもございまして、必要要件を備えたものについては法律上許可しな

きやいかぬという問題もございまして、その辺もからみ合せて、適切な行政指導とかみ合せて、むやみに店舗の増設というものは避けたいという気持ちには私も共通しておるわけでありまして、そういう面でも、私どもの許可基準の範囲内において、できる限り、治安上の問題も含めて適切な販売店の指導を行なっていく、あるいは許可を考えていくということをお願いしたいと思っております。

○政府委員(長谷川俊之君) 銃砲店等につきましては、私も、各県最低二回、あるいは多いところになりまして、年間、昨年あたりでは八回ほど、あるいは府県当局と一緒に、あるいは独自に、防犯指導をしましておるわけでございます。その結果の報告によりまして、やはり都府にある銃砲店、あるいは先ほど先生からお話のありましたようなほかの仕事と兼業をしている店、こういう店に、やはり、たとえば防犯施設なり、あるいは警備施設なり、あるいは監視体制なり、そういう点に不備があるということもございまして、そういう意味で、私も警察的に見まして、やはり仰せのように、そういう店につきましてはいろいろ問題がある。特に、先般の塚田銃砲店をねらったような過激の一派等におきましてはそういうところを特別にねらっておると、こういうこともある状況でございまして、今後、こういう銃砲店につきましてはそういうような不備な点がないように十分なひとつ指導をしていただきたら、かように考えておるわけでございます。

○藤原房雄君 大体わかりましたが、確かに営業という、そういう面から考えますときびしい規定はできないかもしませんが、ひとつ、社会問題としてこれは大きな問題でございまして、治安維持の上からも大きな問題でございまして、そういう大きな観点からこれは考えなきゃならないことだと思ひます。先ほど、いろいろ販売業者に對する施設等につきまして鋭意検討するということもございしましたが、実際、武器等製造法施行規則の二十条に、「盗難の防止のために適当な構造

を有する」ということでありますから、まあ「適当」とは一体どういうことかということになりますと、非常に問題が出てくるかと思ひます。このたびのこの事件を通して、再び同じ轍を踏まないように、ひとつ十分な対策を講じていただきたいと思ひます。

次は、そういう店の構造とか、また保管等につきましては、いま何点かお聞きしたわけでありまして、銃砲店を営もうとする人です、この業者、販売業者を営もうとする人、こういう方は、どういう資格があれば営業できるのか。この点どうなっているか、ちょっとお伺いしたいのです。

○説明員(山形榮治君) 現在武器等製造法の第五条におきまして、許可の基準がございまして、猟銃の保管のための設備が、いま先生お話しのような通産省令で定める要件を備えていなければいけません。これが一つの許可に際します基準でございまして、それから、申請者が次の事由に該当しないことというところで、この武器等製造法の「規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者」、「それから、「最近三年以内、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者」というような規定に現在なっております。この欠格事項等につきましては、各地方の警察、公安委員会等とも御連絡いたしまして、御意見、御調査をいただきまして、判断をいたしておる次第でございまして。

○藤原房雄君 確かに第五条で新設の人については規定はございまして、特別この武器の取り扱い、または営業をするために必要な条件というものは、これは社会人として当然あらねばならないというふうな条文でございまして、特別の、危険な実包または火薬類を取り扱うという、こういう方々に対しての知識なり何なりを要求すると

いう面がないように思ひますね。こういうことが、このいまのあれに該当しない人であれば、申請すると、まあ警察等ともよく話し合うということでありまして、許可がおりるというところでございまして、これだけではいろいろな問題が起きるんではないかと思ひます。やはり私が懸念することは、営業をする、こういう危険なものを取り扱う立場でありますから、営業という面もさることながら、やはりそれに対する十分な知識を持ち、そういう管理も必要であらうと思ひます。兼業が四三・四四あるということからいまして、その兼業の方々がどういう方かということ、これは一人一人の方々を調べることもできないことだと思ひますけれども、銃砲の取り扱いが非常に好きだとか、辺地にあって、郡部にあって、それが営業として成り立つというところ、いろいろな条件があつて営業許可を申し出ているのじゃないかと思ひますが、だけれども、これだけ危険なものを取り扱うわけですから、もっと資格の面でそれ相応の知識を要求する。また、許可を得たものが、その後銃を所持する人と同じように講習等を行なつて、十分な営業する方々に対する対策というものが講じられてなければならぬ、こう思ひますけれども、現在、いろいろお聞きしますところ、取り扱ひ業者に対してはあまりそれに心が配られてないんじゃないかという気がするわけですが、これも、こゝろの状況はどうでしょう。

○説明員(山形榮治君) 銃砲店につきましては、特別の猟銃、火薬等につきましては専門知識が必要ではないかという御趣旨でございまして、これはもう当然私もそう思ひますけれども、現在いろいろな兼業をやっております者を見まして、非常に多いのが運動具店、それから百貨店、それから玩具、楽器、書籍、文房具販売というところの兼業がわりあいに比率としては高くなつておりますが、われわれに比しておるとは、当然知識はあるんではないかと思ひます。問題なのは、やはり非常に

で、公安委員会との関係でございますが、従来、非常に密接に都道府県は行なっております、立ち入り検査等につきましても、先ほど長谷川部長からのお話のように、緊急の事態の立ち入りだけでなく、一般的な立ち入りにつきましては、ただでなく、一般的な立ち入りにつきましては、

も都道府県と公安委員会、警察との関係に非常
に密接に行なわれておると了知しておる次第でござ
いますが、この緊密な関係というのはますます強
めまして、あわせてその産業的な配慮も加えま
す。技術的な体制の、両者の体制の強化のあり方
につきまして今後早急に検討していきたい。方向
としたしましては、公安委員会活動の強化の方
でこれを考えていきたい、こう思っている次第で
ございます。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕

○説明員（真野温君） ただいま先生の御質問、一
つは銃砲店の問題と、もう一つは火薬の販売店の
問題がありました。火薬の販売店の問題について
ちょっと補足して申し上げます。

火薬の販売許可制というものの根拠は、御承知のように、一つは、ただいま議論になっております公安上の問題でございますが、もう一つは、火薬類というのはその取り扱いが普通正常な状態での取り扱い自身でも非常に危険がある物質でございます、そのために必要な保安知識というものを同時に要請せざるを得ない。したがって、私ども、この両方を見るたてまえになっております。一つは火薬類を正常に取り扱えるだけの保安能力、技術能力があるかどうか。もう一つは、販売許可を与えらるにあたって、公安上あるいは災害の防止上どうであるか、こういう判断基準の二つが基本になっております。したがって、やはり保安という問題も相当重要視せざるを得ない、本来そういう物質でございますので、その両面をあわせて私どものはうの許可基準としておるわけでございませう。

す。そういう意味で従来からこの両者をどういうふうに通ずるか。まあいろいろ具体的な社会情勢の変化もいろいろございまして、私も現時でも現在のようないろいろな問題について十分いろいろ警察、公安委員会と連絡をとってよく考え方でございします。

な補正して申し上げますと、先ほど先生の言われた四十一年の改正、これは火薬類取締法の改正でございまして、その中では、先ほど御指摘のいわゆる立ち入り検査権限、これを警察官に与えておりますし、同時に緊急措置要請というふうなことで、問題があった場合にはいつでも公安委員会が都道府県知事なり通産大臣に對していろいろな措置要請ができるたてまえになっております。そういうような現在の規定を十分活用するかたわら、私もそのほどもそれを受けて十分措置いたしております。今後許可の問題については、そういう意味で、先ほど申し上げました許可の基準の公安上の問題について、これをどういうふうに具体的に適用していくかというのを十分公安委員会に對して、また警察庁と連絡をとりまして実施いたしていくつもりでございします。

○藤原房雄君 實際この知事の権限と言いましても、各県の経済部の商工課ですか、こちらあたりが中心になってやるのだらうと思ひます。そういうことからいまして、この営業権ということ、それとまあ治安といひますか、こういうこととどうかね合わせるか。いまいろいろお話をございしましたように、営業権の限界というものをどの辺に設けるかということ、私なかなかむずかしいことだと思ひます。しかし、いまいろいろお話をございしましたが、公安委員会と横の連絡を密にしてということですが、密にして今後同じような轍を踏まないように公安委員会として十分な措置がとれるかどうかという、この点もいろいろ問題だと思ひます。この辺の議論につきましては後日にしたいと思ひますが、いずれにしても、前向きで、事故の起きないためのきびしい対策といひますか、同じあやまちを二度と起こさないような

対策を強力にひとつ進めていただきたい、こう思ひます。

次は、模造拳銃のことにつきましても、このたびいろいろ規制がなされることになりました。現在模造拳銃が百万丁からあるのだというところですが、今度はこの模造拳銃につきましてもいろいろ規制がなされまして、模造拳銃を所持してはならないというふうになっていくわけでありまして、模造拳銃というのとは一体どういふ拳銃をいうのかということ、それから模造拳銃でないというふうにはどういふふうにするか、どういふ点が改良されれば模造拳銃でないのか、この点についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(長谷川俊之丞) お答え申し上げます。模造拳銃、この法律案で模造拳銃といひますのは、金属でつくられておりまして、そうしてその形態が拳銃に著しく類似してゐること、それから今後総理府でさらに定める予定にいたしてゐること、これは、外観上本物の拳銃でないということが明白に識別できるような、そういう措置が施されてゐないもの、たとえば銃身部に白とか黄とかいうような明い着色が施されてゐるもの、あるいは銃口、たまの出る銃口部分が閉塞されてゐまして、ふさがつておりまして、それが外部からふさがつてゐるといふことが明確に確認できるような措置の施されてゐないものを模造拳銃と、こういうふうにご考へておる次第でございします。

○藤原房雄君 心配する一つは、最近非常に精巧なものができておりまして、着色で模造だといふことがわかるということですが、しかし、疑う目から見れば着色というやつはすぐ取れるわけでありまして、銃口がふさがつてゐるといひまして、またそれが模造ではなくしてほんとうの拳銃のように改造できないこともないという、疑念ばかりがないことではありますけれども、いろいろ最近技術的にも進歩しておりますので、模造といふふうにはわれわれが見ておつたものがすぐ凶器に変わるようなこともあり得るのではないかと

う、こういう点を非常に心配するわけですね。でありますから、そういう点について、着色というふうなことではなくて、もっと模造というものと本物との違いというものがきびしくなければならぬという感じがするわけですね。

それからもう一つは、輸出業者についてはこの条文は当たらないことになるわけでありまして、まあ自分の国では規制して、外国に輸出はいいいうことも、ちょっとどうかというふうな気持ちもするわけですね。

それから最近、逆輸入といひますか、こういうようなこともいわれてゐるわけでありまして、その辺のようにお考へになつていらつしやるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(長谷川俊之丞) 模造拳銃の生産のうち、年間、何ところによりますと、約一〇%ないし二〇%は輸出をされてゐる。しかも、それを製造してゐる業者の方はわりと零細な方が多いわけでありまして、いま直ちに輸出等を輸出もだめであると禁止すると、こういうことにはいたしませんと、まあ業者に基大な打撃を与えるおそれもあるわけでありまして。そういう点を勘案いたしまして、まあ国内における所持を第一義的に禁止をいたしたい、こういうことで立案をいたしてゐるわけでありまして。

なお、外国から模造拳銃の輸入の状況は私も詳しくはわからないのでございしますが、昭和三十七年、八年ごろ外国からかなり入りまして、中には現在の銃刀法の銃砲に当たるものもありまして、取り締まりをいたしたこともありますが、最近はいへん少くないように私も承知いたしてあります。

とであります。どこでどういふ問題が起きないとも限りません。その零細な業者を守るといふ立場からいふと、もっと転業等あたたい対策を講ずべきじゃないか、こう思ひますが、こういう疑いのある危険性のあるようなものはなるべく早く措置するような方向で進んでいただきたいと思ひます。

次は、四十二年から四十五年の銃銃の盗難事件、これの統計をいろいろ見ますと、四十二年から四十五年、総計で三百五十五件ですね。三百六十七丁が盗難にあつた銃銃の盗難事件です。三百六十七丁の銃銃は現在どうなつてゐるかということ、がたいへん心配なわけですね。いろいろお聞きしますところ、検査率が大体五割というふうなお話も聞きました。約百八十丁がまだ見つかつてゐないという、こういうこともお聞きしてゐるわけでありまして、これもたいへん問題なことだと思ひます。こういう点につきましても、どういふふうにお考へになつていらつしやるか、対策なり何なりございしましたらお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(長谷川俊之丞) お話のとおり、最近の銃銃等の盗難の丁数を見ますと、多い年で百六十八丁、少ない年で百五十八丁、大体百六十丁前後が盗まれてゐるわけでありまして、これらの検査状況でございしますが、銃銃の關係では大体五割ぐらゐが発見回復ができてゐるわけでありまして。なおライフル銃につきましても、それが率がやや高うございまして、約八〇%程度発見回復ができてゐる状況でございします。仰せのとおり、この盗難にかかる銃銃というものはしばしば犯罪に悪用されることがあるのでございまして、そういう意味で、盗難銃銃の捜索、捜査ということ、私もたいへんいたしましては窃盗の中でも特に重点を置きまして、各府県にそれぞれ態様によりましては特別の捜査班を編成いたしましてこれの追及に当たつてゐるところでございします。しかしながら、なかなか十分な成果をあげておらない点は遺憾な状況でございしますが、今後におきましても、特にこの銃銃の盗難につきましてはそ

の発見回復ということに重点を置きまして努力をしてまいりたい、かように考えております。

○藤原房雄君 いまお話がございましたように、検挙率が五四％ですか、たいへんな数の流れている、こういうことから考えますと、ここにかんがりの拳銃とか猟銃、それから刀剣の不法所持というものがあつたように思うわけであります。これが暴力団やまたいろんな危険な人たちによって不法に所持される。いつどこでどんなことが起こるか分からないという危険にさらされております。どうかひとつ警察といたしましてこういう面に対する重点的な捜査と言いますか、十分な配慮をいただきたいと思ひます。

最後に、このたびの銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案、何点が伺つてまいりましたが、総括するところ、個人に対する所持の制限という点、これはさらにきびしくなつて大きく一歩前進したと思ひます。しかし、まあ最近に起きた問題からいたしまして、この銃砲店のあり方、こういう点がきょうはいろいろ議論もあつたわけでありまして、問題も多いわけでございます。警察と通産省両方にまたがっておりますので、横の連絡を密にするということではございますが、いろいろそこには、一つ間違ひますとこれは人命にかかわる大事なことでございますので、今後とも前向きで鋭意検討いただきまして、事件の起きないやうに最大の対策を講じていただきたいと思ひわけでございます。また製造業者、販売業者のあり方、設備につきまして、まあその取り扱う人についていろいろな面から考えなければならぬことだと思ひます。日本の国は外国にない、こういう点につきましては嚴重であると言われているわけでありまして、なおかついろいろな問題が起きております。今後ともこれらの問題につきまして十分なる対策を講じ、検討を加えていくという、こういう点につきまして長官の決意なりまた何なりの表明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(後藤田正晴君) 御説明のとおりでございます。私どもとしましてはもとよりのこ

と、関係の機関等ともなお一そう連絡を緊密にして、銃砲火薬類等の事故による犯罪の予防、起きた場合の検挙、こういう点に最大の努力を傾けてまいる所存でございます。

○委員長(若林正武君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

昭和四十六年三月十五日印刷

昭和四十六年三月十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局